

議案第4号

杉並区財政状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区財政状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区財政状況の公表に関する条例（昭和23年杉並区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、区役所の門前掲示場への掲示」を削る。

第2条 杉並区行政手続条例（平成7年杉並区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を

「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第3条 杉並区公告式条例（昭和37年杉並区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（趣旨）」を付し、同条中「もとづく」を「基づく」に改める。

第2条を次のように改める。

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨及び年月日を記入して、その末尾に杉並区長（以下「区長」という。）が署名（地方自治法第16条第4項で定める署名に代わる措置を含む。）をしなければならない。

2 条例の公布は、杉並区（以下「区」という。）のホームページに掲載し、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、当該措置に代えて杉並区役所の門前掲示場に掲示して行うことができる。

第3条に見出しとして「（区規則への準用）」を付し、同条中「規則に」を「区長の定める規則（以下「区規則」という。）の公布について」に改める。

第4条の前に見出しとして「（その他の規則及び規程の公表）」を付し、同条第1項中「規則」を「区規則」に、「および」を「及び」に、「記入して区長印をおさなければ」を「記入しなければ」に改め、同条第2項中「規程に」を「規定による規程の公表について」に改める。

第5条第1項中「議会の会議規則、傍聴人取締規則その他区の機関」を「区の機関（区長を除く。以下同じ。）」に、「ものに」を「ものについて」に改め、「この場合」を「この場合において、同条第1項中「杉並区長（以下「区長」という。）」とあり、及び同条第2項ただし書中」に、「とあるのは」を「とある

のは、」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「第4条」を「前条」に、「ものに」を「ものについて」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第1項中「区長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

第6条に見出しとして「（施行期日の特例）」を付し、同条中「規則または区」を「条例、区規則若しくは区」に、「もしくは」を「又は」に、「当該規則または」を「当該条例、規則又は」に改める。

第4条 杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和50年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等」を「杉並区のホームページに掲載し、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとること」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、区長が必要と認めるときは、杉並区役所の門前掲示場への掲示をもつて当該措置に代えることができる。

第18条に次の1項を加える。

4 前項の場合においては、その掲載し、又は掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第5条 杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年杉並区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、区役所の門前掲示場への掲示」を削る。

第6条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（公示送達）

第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規

定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を杉並区役所の門前掲示場に掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。

第16条第4項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条及び次項の規定 令和8年5月21日
  - (2) 第6条及び附則第4項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 2 第2条の規定による改正後の杉並区行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の杉並区職員の退職手当に関する条例第18条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。
- 4 第6条の規定による改正後の杉並区特別区税条例第6条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

財政状況の公表の方法を改める等の必要がある。

## 杉並区財政状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

## 第1条による改正（杉並区財政状況の公表に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(公表方法)</p> <p>第4条 財政状況の公表は、インターネットの利用、区長が指定する場所における閲覧_____その他区長が適当と認める方法により行うものとする。</p>	<p>(公表方法)</p> <p>第4条 財政状況の公表は、インターネットの利用、区長が指定する場所における閲覧、<u>区役所の門前掲示場への掲示</u>その他区長が適当と認める方法により行うものとする。</p>

## 第2条による改正（杉並区行政手続条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>_____</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が</u></p>

\_\_\_\_\_によって行うことができる。

同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第16条 前条第1項の通知を受けた者  
(同条第4項後段の規定により当該通

（代理人）

第16条 前条第1項の通知を受けた者  
(同条第3項後段の規定により当該通

知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「\_\_\_\_\_とき」とあるのは「\_\_\_\_\_とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条

知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項\_\_\_\_\_の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項\_\_\_\_\_中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、\_\_\_\_\_「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた\_\_\_\_\_日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び\_\_\_\_\_第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条

第1項中「前条第1項」とあるのは  
「第28条」と、「同条第4項後段」  
とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替える  
ものとする。

第1項中「前条第1項」とあるのは  
「第28条」と、「同条第3項後段」  
とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替える  
ものとする。

### 第3条による改正（杉並区公告式条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>(条例の公布)</u></p> <p><u>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨及び年月日を記入して、その末尾に杉並区長（以下「区長」という。）が署名（地方自治法第16条第4項で定める署名に代わる措置を含む。）をしなければならない。</u></p> <p><u>2 条例の公布は、杉並区（以下「区」という。）のホームページに掲載し、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧すること</u></p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定にもとづく公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨および年月日を記入してその末尾に区長が署名しなければならない。</u></p> <p><u>2 条例の公布は、区役所の門前掲示場に掲示して行う。</u></p>

ができる状態に置く措置をとることに  
より行うものとする。ただし、区長が  
必要と認めるときは、当該措置に代え  
て杉並区役所の門前掲示場に掲示して  
行うことができる。

(区規則への準用)

第3条 前条の規定は、区長の定める規則（以下「区規則」という。）の公布について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第4条 区規則を除くほか、区長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨、年月日及び区長名を記入しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による規程の公表について準用する。

第5条 第2条の規定は、区の機関（区長を除く。以下同じ。）の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「杉並区長（以下「区長」という。）」とあり、及び同条第2項ただし書中「区長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、区の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「区長名」とあるのは、「当該機関

第3条 前条の規定は、規則に

---



---

準用する。

第4条 規則を除くほか、区長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨、年月日および区長名を記入して区長印をおさなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に

---

準用する。

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他区の機関の定める規則で公表を要するものに

---

準用する。この場合

---



---

「区長」とあるのは「当該機関または当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、区の機関の定める規程で公表を要するものに

---

準用する。この場合「区長名」とあるのは「当該機関名」、「区長印」とあるの

名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

### (施行期日の特例)

第6条 条例、区規則若しくは区の機関  
の定める規則又は規程は、それぞ  
れ当該条例、規則又は規程をもつて特  
に施行期日を定めることができる。

は「当該機関印」と読み替えるものとする。

第6条 規則または区\_\_\_\_\_の機関  
の定める規則もしくは規程は、それぞ  
れ当該規則または 規程をもつて特  
に施行期日を定めることができる。

#### 第4条による改正（杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)
第18条 略	第18条 略
2 略	2 略
3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を <u>杉並区のホームページ</u> に掲載し、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることをもつて通知に代えることができる。 <u>ただし、区長が必要と認めるときは、杉並区役所の門前掲示場</u>	3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を <u>当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場</u> に掲示すること等

への掲示をもつて当該措置に代えること  
ができる。

4 前項の場合においては、その掲載し、又は掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第5条による改正（杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(公表の方法) 第6条 前条の公表は、インターネットの利用、区長が指定する場所における閲覧_____その他区長が適当と認める方法により行うものとする。	(公表の方法) 第6条 前条の公表は、インターネットの利用、区長が指定する場所における閲覧、区役所の門前掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法により行うものとする。

第6条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(公示送達) 第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第	(公示送達) 第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、杉並区公告式条例（昭和37年杉並区条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を杉並区役所の門前掲示場に掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

(所得割の課税標準)

第16条 略

2及び3 略

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第25条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則

\_\_\_\_\_に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5及び6 略

(所得割の課税標準)

第16条 略

2及び3 略

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第25条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5及び6 略